

農家・農業法人の皆様、ご安心を！

新型コロナウイルスに関する 減収も補償します！

ぜひご検討ください。

身近でこんな経験していませんか？

① 従業員が感染(労働力減少、海外労働力の入国規制 など)

② 送別会などのイベントの中止

(花壇用草花、切り花 など)



中止

③ 集荷先などから農作物の荷受けの制限

(集荷場、契約レストラン、給食センター など)



④ 直売所などの利用客の減少

(観光農園、直売所 など)



収入減少が起こってからでは遅い！
迷ったらNOSAIへ！！

【農業法人の皆様へ】

令和2年の加入受付中！まずは、お電話ください。



今お申込みいただくと【個人】令和3年1月～ 【法人】：事業開始月～
の1年間を補償 << 加入の申込は、事業開始月の1月前までになります。 >>

収入保険の特徴

特徴①:幅広いリスクから農業経営を守ります。

収入保険では、経営努力で避けられない収入減少は、すべて補償の対象です。だから、突発的な感染症の大流行や、記録的な大災害にも備えられます。

例えば、保険期間中に生じた下記のような収入減少が、すべて収入保険の対象となります。



特徴②:全ての農産物が対象となります。

品目の限定はありません。自ら生産した農産物の販売収入全体が対象となります。簡易な加工品の売り上げも対象収入に含まれます。

※マルキン等の対象農産物(肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵)は除外。

保険料・積立金の負担額・補てん金の計算

基準収入1000万円の場合は、保険方式(掛捨て)部分の最高補償を選択すると、保険料等は10万円程度で、8割が補償限度(8割を下回った場合、保険金が発生)となります。

加入年	基準収入	補てん限度額	保険料	事務費	農業者負担額計
1年目	1000万円	800万円	7.8万円	2万円	9.8万円
2年目～	1000万円	800万円	7.8万円	1.9万円	9.7万円

※保険料・事務費には50%、積立金には75%の国庫補助があります。

更に手厚い補償をご希望される場合には、積立部分を追加すると、9割が補償限度となります！
積立方式の掛金は、使わない場合は積み増し不要で持越しされ、解約時には全額返金されます。

加入年	基準収入	補てん限度額	保険料	積立金 (解約時全額返金)	事務費	農業者負担額計
1年目	1000万円	900万円	7.8万円	22.5万円	2.2万円	32.5万円
2年目～	1000万円	900万円	7.8万円	0円	2.1万円	9.9万円

おすすめ
します！

※最高補償を選択し、2年目以降について保険料率に変更がなく、かつ積立部分の補てん金としての受領もない場合の概算
※保険料についてお悩みの方は、補償範囲の設定により負担を下げることも可能です。詳しくは職員まで御相談ください。

補てん金 = ((基準収入 × 補償割合) - 当年収入) × 支払率

例：上記の農業者(基準収入1000万円)が積立金を含む最高補償で加入し、当年収入が600万円になった場合
(1000万円 × 0.9) - 600万円) × 0.9 = 270万円

お問い合わせは、今すぐNOSAI埼玉へ！

個人の方は1月～12月、法人の方は事業年度に対応した1年間が保険期間ですが、加入手続き、保険のシミュレーションは随時行っております。(原則、保険期間開始1ヶ月前が加入申請締め切りとなります)。

加入をご検討される場合は、お気軽にご連絡ください。

詳細はHPIにも
掲載しています⇒



nosai-saitama.or.jp

安心のネットワーク
NOSAI 埼玉

本所 :048-645-2141

Mail :honsyo@nosai-saitama.jp

中部統括支所(川越):049-235-8711 東松山支所:0493-22-0655 上尾支所:048-779-6911

北部統括支所(熊谷):048-533-8030 本庄支所:0495-21-0255 秩父支所:0494-22-0647

東部統括支所(行田):048-559-1588 宮代支所:0480-32-1015 越谷支所:048-965-7251